

○玖珠町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

令和元年12月1日玖珠町告示第30号

玖珠町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時等の災害時におけるブロック塀の倒壊による被害の防止を図るとともに、避難地への避難路を確保するため、避難路沿道等に存在する危険性の高いブロック塀等を除却する者に対し、予算の範囲内において玖珠町危険ブロック塀等除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、玖珠町補助金等交付規則（平成7年玖珠町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、社会資本整備総合交付金を充てて行うものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（コンクリート塀、土壁、門扉、鉄扉、万年塀等の組積造り以外の塀及び塀に付帯する門柱を除く。）をいう。
- (2) 避難地 玖珠町地域防災計画で定める避難所の敷地をいう。
- (3) 避難路沿道等 玖珠町耐震改修促進計画で指定する避難路沿道等（玖珠町内にある全ての住宅及び事業所等から避難所へ続く経路（共有名義ではない私道を除く。））をいう。
- (4) 耐震診断 平成30年6月21日付け国住指第1130号による「ブロック塀等の点検のチェックポイント」によるもの、又は耐震改修促進法の基本方針告示に規定される方法等によるブロック塀等の耐震診断をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定するブロック塀等を町内において所有し、又は管理する者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 除去をしようとするブロック塀等において、補助金の交付を過去に受けたことがない者
- (2) 玖珠町暴力団排除条例（平成23年玖珠町条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- (3) 町税等を滞納していない者

(4) その他町長が適当と認める者

2 町長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当しなくなったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助対象工事)

第4条 補助の対象とする工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するブロック塀等の全部又は一部を除却する工事とする。

(1) 避難路沿道等に接する高さ1 m以上のブロック塀等のうち町長が事前に耐震診断を行い倒壊等の危険性があると判断されたもの。ただし、明らかに違法であるブロック塀及び補助対象者自身が除却する工事を除く。

(2) 一部を除却する工事においては前号に加え、除却後地震に対して安全な構造となることを町長が確認したもの。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」）は、避難路沿道等に面するブロック塀等及び避難地敷地境界のブロック塀等の除却に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（2分の1を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、100,000円を限度額とする。

3 補助対象者が交付申請書に添付する見積書（以下「申請見積書」という。）に対し、町長は、交付申請書提出時における積算単価等により積算を行い、申請見積書と比較し、安価な金額を補助対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ブロック塀等の除却に係る工事に着手する前に、規則で定める補助金等交付申請書及び補助金交付申請概要書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて町長に補助金の交付の申請をしなければならない。

(1) 申請場所の付近見取図

(2) ブロック塀等の位置、構造、延長及び高さがわかる資料

(3) ブロック塀等の除却に要する見積書の写し（内訳のわかるもの）

(4) ブロック塀等の現況の写真

(5) 町税完納証明書

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは規則に定める補助金等交付決定通知書及び補助金交付決定概要書(様式第2号)により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により交付を決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

4 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた後でなければ工事に着手してはならない。

(補助金交付申請の取下げ)

第8条 補助金交付決定通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた後、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに補助金交付申請取下届(様式第4号)により町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったとき、町長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容の変更)

第9条 補助事業者は、第7条の規定による補助金交付決定の通知を受けた後、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに規則で定める補助金等交付変更申請書及び補助金交付変更申請概要書(様式第5号)により町長に申請しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

(完了報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、規則に定める事業完了届及び補助事業完了概要書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出し、審査を受けなければならない。

(1) 補助対象ブロック塀の除却に係る工事費の領収書の写し

(2) 補助対象ブロック塀の除却に係る工事写真(着手前、施工後及び施工状況のわかるもの)

(3) ブロック塀等の除却について廃棄物の処分が処分場にて適切に行われていることが確認できる書類(マニフェストの写し)

(4) その他町長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第11条 町長は、前条の完了報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容、補助の条件等に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

2 補助事業者は、前項の指示に基づく是正措置が完了したときは、前条の規定を準用する。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、第10条の完了報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を決定し、補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の請求をするときは、補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 町長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 町長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(様式第10号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第14条第4項に規定する延滞金を課する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年12月1日から施行する。